

# イベント開催時のチェックリスト

別紙 5

【令和4年9月版】

## 開催概要

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報を記載してください。

### イベント名

斉藤和義 弾き語りツアー「十二月～2022」

### 出演者・チーム等

斉藤和義

### 開催日時

令和 5年 1月 18日 18時 30分 ～ 20時 30分  
令和 5年 1月 19日 18時 30分 ～ 20時 30分

### 開催会場

神戸国際会館 こくさいホール

### 会場所在地

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8丁目1番6号

### 主催者

キョードー関西グループ

### 主催者所在地

〒530-0005  
大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー 3F

### 主催者連絡先

(電話番号)  
0570-200-888

(メールアドレス)

#### 大声なしで開催



① 収容定員あり  
100%



② 収容定員なし  
人と人が触れ合わない程度の間隔

#### 大声ありで開催



③ 収容定員あり  
50%



④ 収容定員なし  
十分な人と人との間隔(1m)

「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催



⑤ 収容定員あり  
大声なしのエリア：100%  
大声ありのエリア：50%



⑥ 収容定員なし  
大声なしのエリア：  
人と人が触れ合わない程度の間隔  
大声ありのエリア：  
十分な人との感覚(最低1m)

### 収容定員

大声ありのエリア 人 大声なしのエリア 2,112人

### 参加人数

大声ありのエリア 人 大声なしのエリア 人

### その他 特記事項

- ・チケット販売時にガイドライン告知
- ・当日入場時再度確認実施

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

# 感染防止策チェックリスト

【令和4年9月版】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

## 1. イベント参加者の感染対策

### (1) 感染経路に応じた感染対策

#### ①飛沫感染対策

- 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
- 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

#### ②エアロゾル 感染対策

- 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底（再掲）
- イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保（再掲）

#### ③接触感染対策

- イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- イベント開場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

# 感染防止策チェックリスト

【令和4年9月版】

## 基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

## 1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

### ④ 飲食時の感染対策

- 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

### ⑤ イベント前の感染対策

- 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

### ⑥ 感染拡大対策

- イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

## 2. 出演者やスタッフの感染対策

### ⑦ 出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること